

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	富士通株式会社			コード	6702		
提出日	2025/6/5		異動（予定）日	2025/6/23			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	古城 佳子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	佐々江 賢一郎	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	バイロン ギル	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	平野 拓也	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
5	小林 いづみ	社外取締役	○													○	新任	有
6	初川 浩司	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
7	幕田 英雄	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
8	キャサリン オコネル	社外監査役	○													○	訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		古城佳子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、日本国際政治学会理事長等の要職を歴任され、長年、民間企業を含む経済主体が国際政治に及ぼす影響等についての研究を重ねておられます。同氏には、国際政治の激動期における外部環境の変化への対応やESG経営への取り組み等について幅広い監督と助言が期待できるため、独立社外取締役として引き続き選任をお願いしております。  また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないとの判断しております。
2	当社は、佐々江賢一郎氏が理事長を務める公益財団法人日本国際問題研究所に対し、2024年度において同法人による公益事業への参加費の支払い（2千万円）を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断されることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はないとの判断しております。	佐々江賢一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、外務省事務次官、駐アメリカ合衆国特命全権大使等の要職を歴任され、現在は公益財団法人日本国際問題研究所の理事長を務められており、国際政治・経済に関する豊富な知識と実務経験をお持ちです。昨今、国際情勢が複雑化する中で、同氏には、そのような知識と経験に基づくグローバルな観点からの公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、独立社外取締役として引き続き選任をお願いしております。  また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。
3		バイロン ギル氏は、外資系証券会社勤務を経て、現在、アジア市場に特化した機関投資家であるIndus Capital Partners, LLCでマネージング・パートナーを務められており、財務および投資に関する知識に加え、機関投資家として投資先企業との対話を行ってきた豊富な経験をお持ちです。また、2024年6月からは、当社の報酬委員会の委員長として、同氏の経験と投資家としての見識を活かし、役員報酬のあり方にについて議論をリードしてこられました。同氏には、公正かつ客観的な立場からの監督と助言に加え、株主および投資家の意見を当社経営にフィードバックするという役割を期待できるため、独立社外取締役として引き続き選任をお願いしております。  また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。なお、同氏がマネージング・パートナーを務めるIndus Capital Partners, LLCと当社との間に取引関係はなく、また当社の定める独立性基準における大株主にも該当しません。
4	平野拓也氏が2019年8月まで代表取締役社長を務めていた日本マイクロソフト株式会社と当社との間には取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断されること、既に退任から相当の期間が経過していることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はないとの判断しております。	平野拓也氏は、日本マイクロソフト株式会社や米国Microsoft Corporation等のグローバルなテクノロジー企業における経営幹部を長年にわたり務めた経験をお持ちです。当社は2030年に向けたビジョンを「デジタルサービスによってネットポジティブを実現するテクノロジーカンパニーへの変革」と定めており、同氏には、テクノロジー業界における豊富な知識と経営・実務経験に基づく公正かつ客観的な立場からの監督と助言が期待できるため、独立社外取締役として引き続き選任をお願いしております。  また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。なお、同氏が共同創業者であるThree Fields Advisors, LLCと当社との間に取引関係はありません。

5		<p>小林いすみ氏は、メリリンチ日本証券株式会社（現 BofA証券会社）の代表取締役社長、世界銀行グループ多数国間投資保証機関の長官および様々な企業における社外取締役を務めた経歴をお持ちです。同氏には、これらの経験により培われた財務・投資、リスクマネジメントおよびESG等に関する豊富な知識に基づく公正かつ客観的な立場からの監督と助言が期待できるため、独立社外取締役として選任をお願いしております。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
6		<p>初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業に対する豊富な監査経験があり、企業会計に関する広い見識をお持ちです。高い人格・知見・識見を持つ同氏に監査役の任に当たっていただくことは、当社における実効性の高い監査の実行、および他の独立社外監査役の在任期間が比較的短いことから監査役会における在任期間に係る多様性の確保に資するものであり、独立社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
7		<p>幕田英雄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、検査、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識をお持ちです。当社の監査役就任以降、豊富な知見を活かし、監査役会等における議論の活性化に積極的な役割を果たすなど、様々な面で積極的な役割を果たされております。そのため、同氏に監査役の任に当たっていただくことは、当社における実効性の高い監査に資すると考え、独立社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
8		<p>キヤサリン オコネル氏は、ニュージーランド法弁護士であり、国内外の法律事務所および日系企業の法務部門での豊富な実務経験を有しております。当社が監査役に求める法務・コンプライアンスに関する見識をお持ちです。また、同氏は国際性やジェンダーに関する問題についても深い見識をお持ちであり、多様な価値観を尊重する当社において同氏からは様々な観点からの業務執行の監査が期待できるため、独立社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性基準」の各基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>

#### 4. 補足説明

当社は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」において、社外取締役と社外監査役の独立性判断基準を定めております。

当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は当社ホームページに表示しております。  
(<https://pr.fujitsu.com/jp/jr/governance/governancereport-b-jp.pdf>)

なお、当該基準を満たした社外取締役および社外監査役を、独立役員としております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。